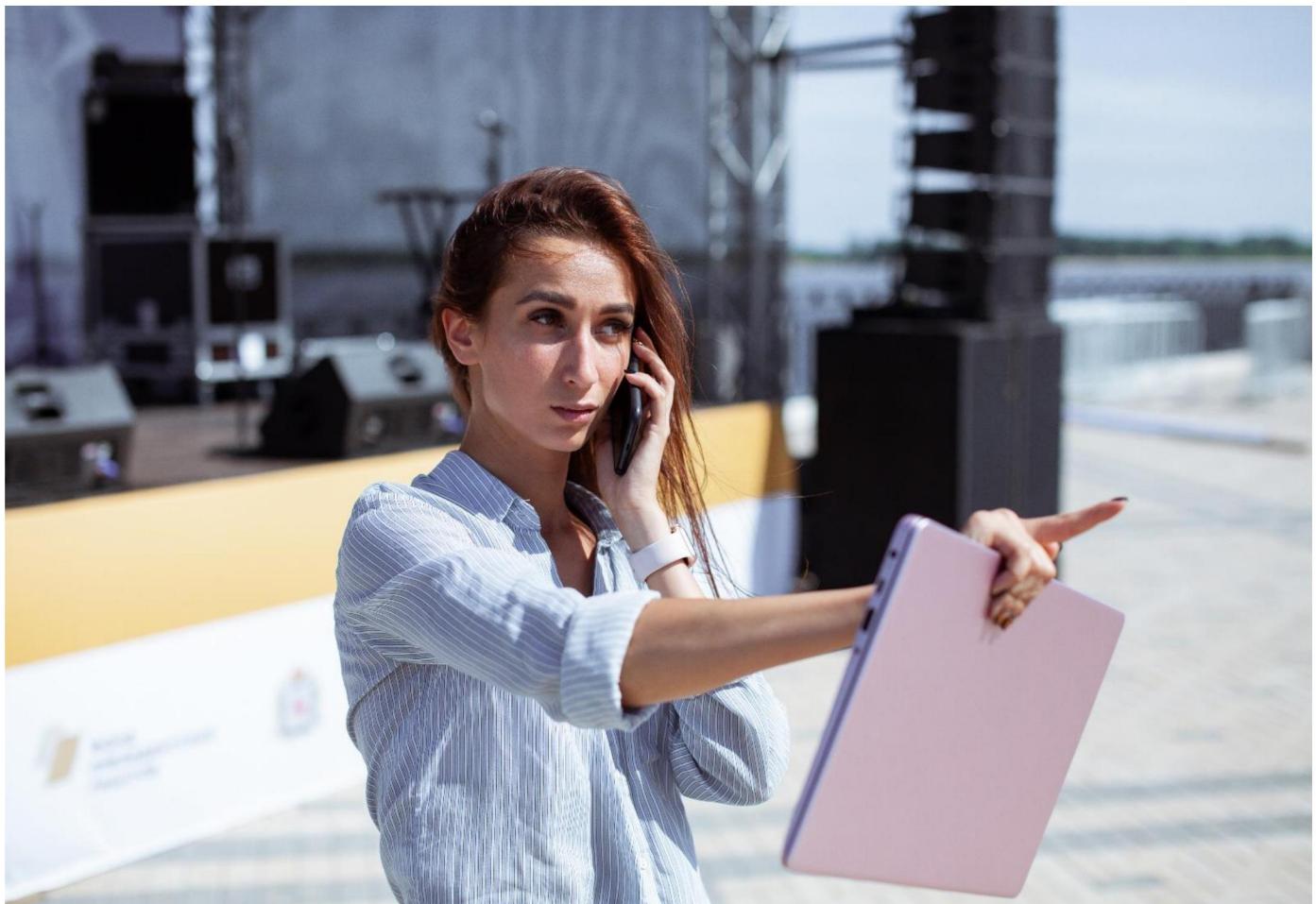


イベント会社総合保険

イベント会社の開催・管理・運営上の責任を問われた場合を補償する保険



日本全国、津々浦々、四季折々の行事やイベントが各地で催されています。日本人の心と感性に触れる祭りやイベントは、伝統や文化を今に伝えそして後世に残す役割を担っていただいております。ここでご案内するイベント会社総合保険は、イベントの立役者としてイベントを開催・管理・運営をするイベント会社のための総合保険です。

◆ 7つのメリット◆

- ★年間契約なのでイベント開催毎の加入手続きの必要がなく、手続きの手間が省けます。
- ★イベント毎の開催・終了通知が不要です。（確定精算不要）
- ★雨天中止や延期の場合でも通知が不要です。
- ★保険料は、売上ではなく**補償内容と年間の延べ参加者見込み人数**で算出します。（売上の申告やイベント終了の通知も不要）
- ★多種多様のイベントに対応していますので年間を通して安心です。
- ★主催者や従業員、アルバイト、パートなどの**スタッフのケガ**も補償可能です。（特約付帯）
- ★オリジナル補償として、主催者に責任のない「**参加者や出店者が起こした事故**」も補償可能です。（特約付帯）



イベント会社総合保険【施設所有(管理)者賠償責任保険】

イベントを開催・運営・管理するイベント会社のための賠償責任保険です。多種多様なイベント・行事・レクリエーションに対応し、観客・行事参加者等第三者に対する法律上の損害賠償責任を補償します。イベントを安心して実施・運営する上で必要不可欠な保険です。

イベント会社が責任を問われた場合の補償



イベント会社は、イベントの開催、運営・管理をするにあたり、参加者や入場者に対する
安全配慮義務があります。

ひとたび事故が生じるとイベント会社側にイベント・行事運営上に不手際や落ち度（過失）があつた場合には、**民事上の賠償責任**や刑事責任を問われるおそれがあります。その民事上の賠償責任を負うこととなつた場合を補償するのがイベント会社総合保険です。

保険金をお支払いする主な場合とお支払いの対象となる損害（基本補償）

イベント会社が、イベントのために所有、使用もしくは管理する各種施設・設備・用具などの構造上の欠陥や管理の不備による場合や、イベント会社もしくはその従業員等の業務活動・行事等での不注意によって発生した偶然な事故による場合に、第三者（参加者を含みます。）の生命もしくは身体を害し、または第三者（参加者を含みます。）の財物を滅失、破損もしくは汚損した事故に対し、イベント会社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金の種類	内 容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払う治療費・慰謝料や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

- なお、引受保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
このご案内は保険の特徴を説明したもので、詳細は重要事故説明書および普通保険約款、特別約款・特約をご覧ください。

イベント会社に特有の補償特約（必ず必要性をご検討ください）

基本補償では補償しないオプションですので、補償を希望の場合は必ずお申し出をお願いします。

事故の被害者に支払った治療費・葬祭費・見舞金等を補償（被害者治療費等補償特約）

（保険金をお支払いする主な場合）

- 対象の事故により他人の身体障害であった場合において、被保険者がその治療費等を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- 治療費等とは、次の費用をいい、支払対象となるのは、被保険者が引受保険会社の同意を得て被害者またはその遺族に対して支払った費用で事故が生じた日から1年以内に支出した費用に限ります。【治療費等とは】治療費用 葬祭費用 見舞金・見舞品購入費用
- 具体例「イベント施設会場内の使用管理に起因して、施設内で顧客が床につまずき転倒、負傷した。被保険者が治療費や見舞金を負担した。」
- 支払限度額「1名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用は10万円（うち見舞品購入費用3万円）
- 1事故・保険期間中につき次のいずれ低い額 「1000万円」、「主契約身体障害の支払い限度額」

（保険金をお支払いしない主な場合）

- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- 被害者の心神喪失
- 被害者の妊娠、出産、早産または流産 など



結果として法律上の損害
賠償責任が発生しないこ
とが判明した場合でもお
支払いします。

スタッフ・アルバイト・ボランティアなどのケガの補償（被害者治療費等補償特約・追加被保険者GHS）

（保険金をお支払いする主な場合）

- 対象の事故により他人の身体障害であった場合において、被保険者がその治療費等を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- 治療費等とは、次の費用をいい、支払対象となるのは、被保険者が引受保険会社の同意を得て被害者またはその遺族に対して支払った費用で事故が生じた日から1年以内に支出した費用に限ります。【治療費等とは】治療費用 葬祭費用 見舞金・見舞品購入費用
- 具体例「イベント施設会場内の使用管理に起因して、設営資材が崩れスタッフが負傷したため、被保険者が治療費や見舞金を負担した。」
- 支払限度額「1名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用は10万円（うち見舞品購入費用3万円）
- 1事故・保険期間中につき次のいずれ低い額 「1000万円」、「主契約身体障害の支払い限度額」

（保険金をお支払いしない主な場合）

- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- 被害者の心神喪失
- 被害者の妊娠、出産、早産または流産 など



飲食物の提供がある場合の食中毒の補償（飲食物危険補償特約）

（保険金をお支払いする主な場合）

祭りやイベント等の場合、提供する飲食物に起因して保険期間中または保険期間終了時から72時間以内に第三者に身体障害を与えたことにより、被保険者（主催者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。



- 支払限度額＝身体障害の1名および1事故の支払限度額に同じ
- 免責金額＝身体障害の免責金額に同じ
- 例えば、イベントで提供した料理が原因で、食中毒が発生。その飲食物を食べた多数の来場者が入通院を要し、イベント主催者や提供者が法律上の損害賠償責任を負った。

（保険金をお支払いできない主な場合）

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害
- 提供した飲食物の回収、廃棄、検査、交換またはその他の適切な措置に起因する損害 など

イベントのために借りた施設や備品を誤って損壊した場合の補償（借用イベント施設損壊補償特約）

（保険金をお支払いする主な場合）

イベントに使用する目的で日本国内において他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什(じゅう)器備品が、不測かつ突発的な偶然な事故に起因して滅失、破損または汚損したことにより、借用施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 支払限度額 = 1回の事故および保険期間中ににつき「5, 000万円」または「財物損壊の1回の事故あたりの支払限度額」のいずれか低い金額
- 免責金額 = 1回の事故につき1万円または10万円。ただし、「火災」「破裂・爆発」「給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ」による損害については免責金額を適用しません。

（保険金をお支払いできない主な場合）

- 借用施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害
- 借用施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損に起因する損害
- 被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害
- 借用施設のうち、什器・備品の盗取または紛失に起因する損害など



イベントの参加者・来場者が第三者に損害を与えた場合の補償（追加被保険者 GHS）

（保険金をお支払いする主な場合）

- 被保険者（参加者・来場者）が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

（保険金をお支払いしない主な場合）

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任



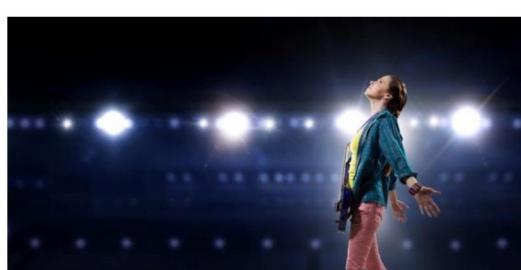
出店者・出展者が起こした賠償事故の補償（追加被保険者 GHS）

（保険金をお支払いする主な場合）

- 被保険者（出店者・出展者）が、保険期間中にイベント開催施設内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

（保険金をお支払いできない主な場合）

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任



展示品などの補償（管理財物損壊補償特約）

（保険金をお支払いする主な場合）

- 展示品などの「補償管理財物」の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払います。
- 「補償管理財物」とは、目的がいかなる場合でも、現実的に被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）で、下記の①から④までに該当しない財物をいいます。
- 【この特約において補償管理財物に該当しない財物】
 - ① 被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます）
 - ② 被保険者に至急された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）
 - ③ ①および②を除き、被保険者の所有するまたは貯蔵する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として被保険者が受託している財物
 - ④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物

（保険金をお支払いできない主な場合）

- 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財津の損壊に起因する損害
- 作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害



レンタル会社や他人から借りた什器備品等を壊してしまった場合の補償（受託者賠償責任）

（保険金をお支払いする主な場合）

次のいづれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者（主催者）が管理または使用する借り物（受託物）の損壊について、借り物（受託物）について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ア 借り物（受託物）が保険証券記載のイベント施設内に保管されている間
- イ 借り物（受託物）が保険証券記載のイベント目的に従ってイベント施設内で管理または使用されている間
 - 支払限度額 = 借り物（受託物）の時価額限度
 - 免責金額（自己負担金） = 5,000 円

（保険金をお支払いしない主な場合）

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任



【イベント会場の設営・撤去時の補償について】

①賠償責任事故の補償（基本補償）について

「イベント会場の設営・撤去のみに携わる業者」に起因する賠償事故は、**基本補償で補償いたします。**

- 誤って高所から工具を落とし、主催者にあたってけがを負わせてしまった。
- 資材搬入作業中に誤って、イベント会場の設備を破損させてしまった。

②ケガなどの補償（被害者治療費等補償）について

「イベント会場の設営・撤去のみに携わる業者」のスタッフ（作業従業員・アルバイトスタッフ・下請負人を含む）のケガは、「被害者治療費等補償」の補償は対象外となります。

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款

次の損害賠償責任を負担することによって被る損害

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。
- 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- 汚染物質の排出、流出届出または漏出(以下「排出等」といいます)に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます(賠償責任保険追加特約)
- 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設外における船・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任⇒「飲食物危険補償特約」で一部補償の対象となります。
- 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
- 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- LPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事務所施設の所有、便用または管理を含みます)に起因する損害賠償責任
- 原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または漁獲高の減少もしくは漁獲物の品質の低下に起因する損害賠償責任



万一事故が起った場合は

① 事故が起った場合のお手続き

事故が起った場合は、遅滞なく、当社グッド保険サービスまたは引受保険会社までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特別約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、引受保険会社が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて 30 日以内に、引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、引受保険会社までお問い合わせください。

④ 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、引受保険会社から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては当社グッド保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

⑤ 示談交渉サービスはありません

● このイベント会社総合保険では、引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず引受保険会社とご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

事故の連絡先

事故が起った場合は、遅滞なく、取扱代理店グッド保険サービスまでご連絡ください。

0120-729-611

受付時間 平日：午前 9：30～午後 4：00

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-19-9-3F event@goodhoken.co.jp



お申込手続きのご案内

この度は、イベント会社総合保険の資料請求をいただきまして誠にありがとうございます。

イベント会社総合保険にお申込みの際には、下記必要情報をお知らせの上、見積書をご請求くださいませ。
また商品内容をよくご確認の上、不明な点がございましたらお気軽にフリーダイヤルまでお問合せください。

イベント会社総合保険のお申込み受付は

ホームページ <http://www.goodhoken.co.jp/eventc>

下記フリーダイヤルでも受け付けます

 **0120-729-611**

お申込に必要な情報

- 企業名・担当者名 : 例) ○○株式会社 代表取締役 ○○太郎
- 住所・電話番号・メールアドレス ※添付ファイルの届くPCアドレスをお願い致します
- イベント・行事の簡単な説明 : 例) 主たるイベント種類 コンサートの開催運営
- 補償開始希望日 : 例) 2020年10月1日から
- 1年間の主なイベント3種類とそれぞれの延べ参加人数
例) 祭り30,000人、展示会62,000人、コンサート3,000人
- イベント業務で必要な補償内容 :
(基本補償) 第三者への対人・対物賠償
(オプション) 参加者・来場者のけがの補償、イベントに使用する機材・設備の補償、
借りたイベント施設・備品に対する補償、イベントで提供する食品による食中毒の補償
など

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約あたっては「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

取扱代理店

株式会社グッド保険サービス

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-19-9-3F

TEL 03-5413-4911 FAX 03-3401-9010

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

新宿北支店 新宿開発支社

〒151-8530 東京都渋谷区代々木 3-25-3-17F

TEL 03-5371-6551 FAX 03-5371-6550